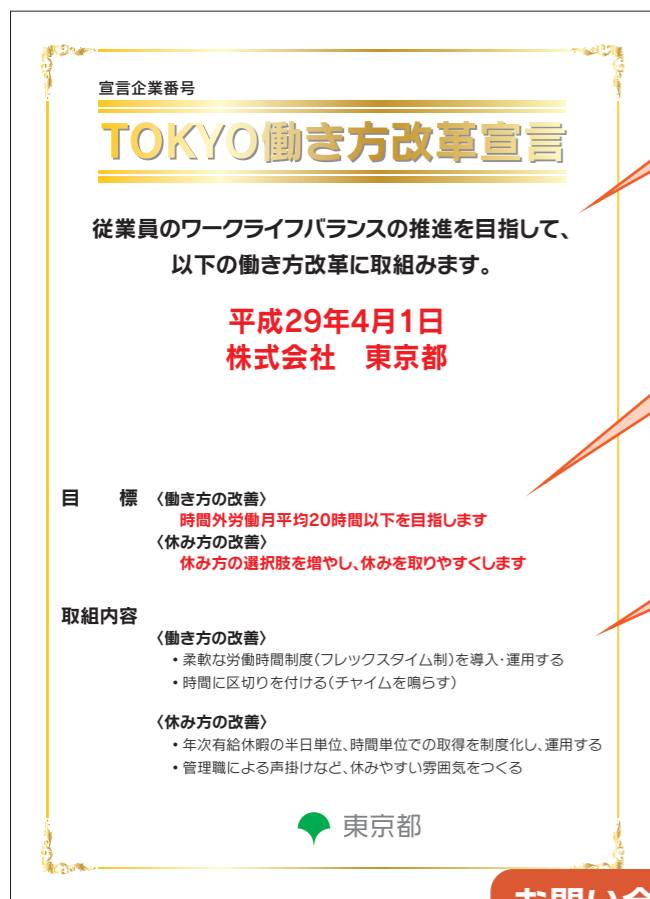


# TOKYO働き方改革宣言(イメージ)



**働き方改革宣言文**  
働きやすい職場を目指すため、キャッチフレーズを宣言しましょう。

**目標**  
「働き方の改善」「休み方の改善」について、社内の実態を踏まえ、各々目標を設定します。取組期間は2年以上3年以内です。

**取組内容**  
「働き方の改善」「休み方の改善」について、目標達成のために行う具体的な取組内容を設定します。できることから始めましょう。

※宣言書は東京都ホームページで公表いたします。  
※宣言書の文字数には制限があります。

## お問い合わせ先一覧

**A 「働き方改革宣言奨励金」の活用に関する問い合わせ先…**  
東京都労働相談情報センター 03-5211-2248 亀戸事務所 03-3682-6321  
大崎事務所 03-3495-4872 国分寺事務所 042-323-8511  
池袋事務所 03-5954-6505 八王子事務所 042-645-7450

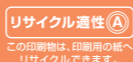
**B 「働き方改革助成金」の活用に関する問い合わせ先…**  
(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 TEL:03-5211-2396  
〒102-0072 千代田区飯田橋2-6-6 ヒューリック飯田橋ビル 4階

**C 「働き方改革宣言」に関する問い合わせ先…**  
**TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口**  
東京都と東京労働局が進める「働き方改革」について、事業主向け支援サービスに関する相談や書類提出がワンストップでできる窓口です。  
〒112-0004 文京区後楽2-3-28 K・I・S飯田橋ビル 6階 TEL:03-3868-3401

**「働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内」**  
TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口において、経験豊富な社会保険労務士の中から任命された、東京労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」が、働き方・休み方の改善に向けた取組に必要な相談や企業へのアドバイスをいたします。  
東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:03-6867-0211



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/kosei/index.html>



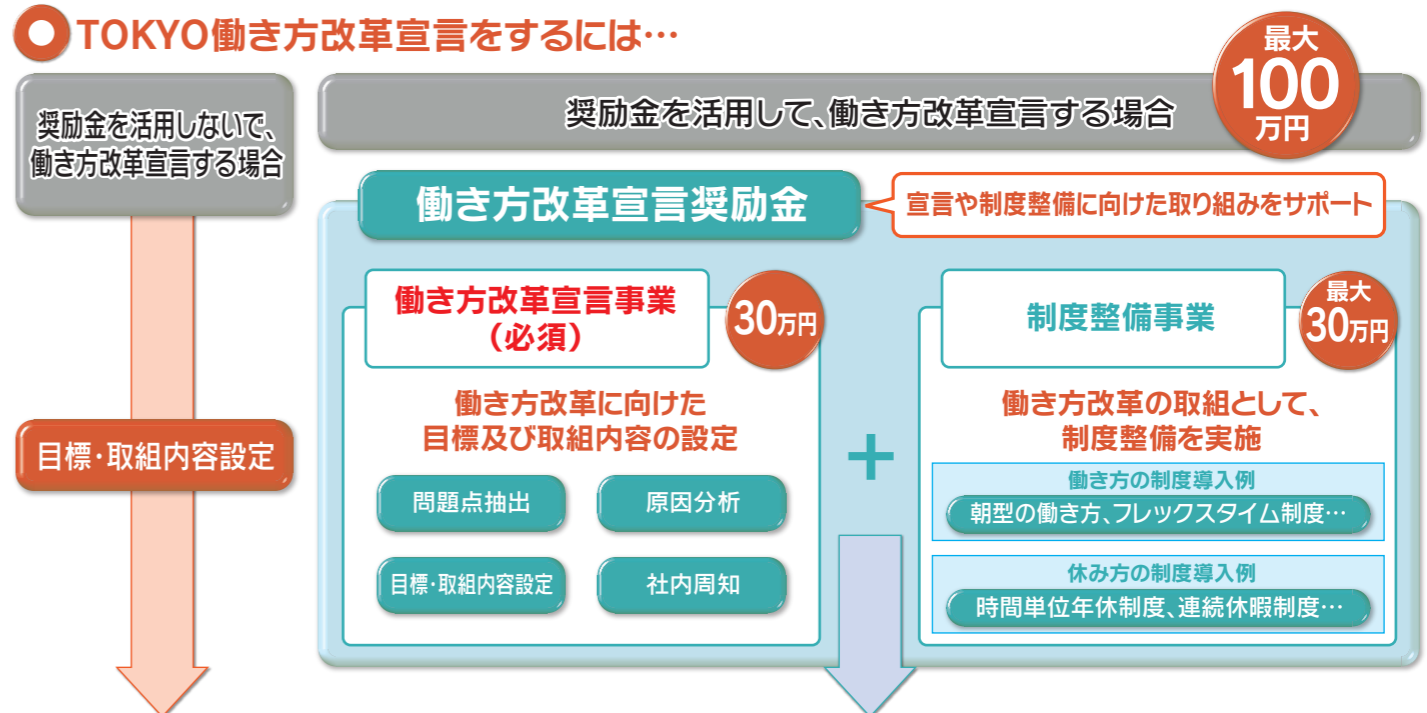
働き方・休み方を変えよう

# TOKYO働き方改革宣言企業 募集のご案内

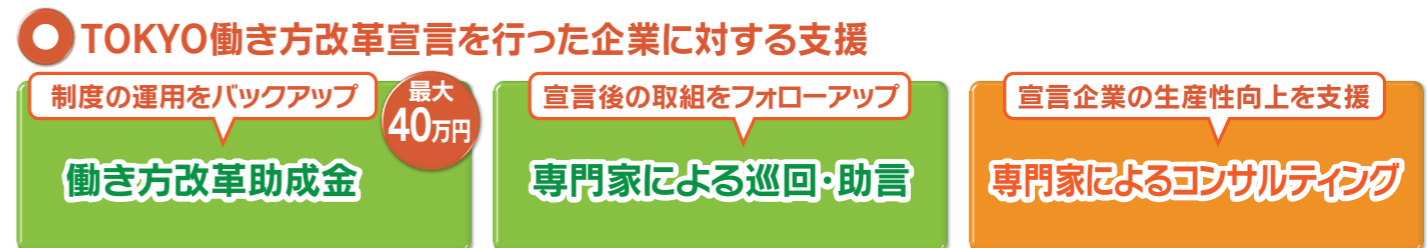
東京都は、都内企業の働き方改革の気運を高めていくため、「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を創設しました。長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた働き方・休み方の改善(働き方改革)は、人材の確保や定着、経営力の向上につながります。こうした働き方改革を推進する企業等を募集します。



**TOKYO働き方改革宣言企業(宣言企業)とは**  
従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進のため、2~3年後の目標及び取組内容を定め、TOKYO働き方改革宣言(宣言)を行い、全社的に取り組む企業等です。



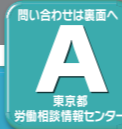
## TOKYO働き方改革宣言企業



東京都産業労働局

# 宣言や制度整備に向けた取組をサポート

## 働き方改革宣言奨励金を活用して、働き方改革宣言する場合



5月10日 受付開始 **働き方改革宣言奨励金**

詳細については、TOKYOはたらくネットをご覧ください  
http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/

### 事業の流れ

#### ①事前エントリー

申請希望事業者は、受付日に事前エントリー(TOKYOはたらくネット) ※予定数を超えた場合には抽選を行います。

#### ②奨励金の申請

エントリー確定の連絡を受けた企業は、交付申請書類を提出

#### ③奨励事業等の実施

交付決定後、所定の奨励事業を実施 ※都で定めた3か月間実施

#### ④実績報告

事業終了後実績報告書類を提出 ※宣言企業の申請を同時に実施

#### ⑤決定

実績の確認・宣言後奨励金交付額を決定 ※宣言企業の承認決定

### ●対象事業者 都内で事業を営む企業等

(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)  
※奨励金の申請時点で、宣言企業の承認申請を行っていたり、宣言企業の承認を得ている場合、奨励金の申請はできませんのでご注意ください。 ※その他要件あり

### ●奨励事業

下記①②の事業を行い、宣言企業の承認決定をされた場合に奨励金を支給…最大**60万円**

#### ①働き方改革宣言事業【必須】

次の1~4すべてを行った場合 ……**30万円**

- 1 長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出
- 2 原因の分析及び対策の方向の検討
- 3 目標及び取組内容の設定
- 4 社内周知

#### ②制度整備事業

働き方改革の取組の1つとして、都が指定する制度整備(労使協定が必要。かつ就業規則等に明文化。)を行った場合に、奨励金を支給します。

【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合 ……**10万円**

【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合 ……**10万円**

【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等をいずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合 ……**10万円**

#### ▶対象となる制度

制度等の名称	制度等の内容	制度等の名称	制度等の内容
フレックスタイム制度	労働基準法第32条の3、同法施行規則第12条の3による労働者に始業及び終業の時刻を委ねる制度	業務繁忙に応じた休業日の設定	閑散期の飛び石休日を連続休暇にする等、業務繁忙に応じた休業日の設定
短時間勤務制度	正社員の短時間勤務を可能にする勤務制度	年次有給休暇の計画的付与制度	ゴールデンウィークや夏季・冬季等の機会を捉えた、年次有給休暇の計画的付与制度
テレワーク制度	情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方実施のための制度	記念日等年次有給休暇制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を有給休暇とし毎年付与する制度
在宅勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務実施のための制度	時間単位での年次有給休暇制度	年次有給休暇を時間単位で取得できる制度
勤務間インターバル制度	勤務終了から次の勤務開始までの間、一定の休息時間の確保を義務づける制度	連続休暇制度	5営業日以上の連続休暇制度
朝型の働き方	始業時刻を30分以上前倒し、ゆう活や時差出勤を推進すること	リフレッシュ等休暇制度	リフレッシュやリカレント教育(労働者が必要に応じて学校等で再教育を受けること)のための休暇制度
週休3日制度	すべての暦週において3日以上の日を設けること	育児・子育て・介護等目的休暇制度	育児・子育て・介護等を目的とした休暇制度

## 働き方改革宣言奨励金を活用しないで、働き方改革宣言する場合



随時受付 **TOKYO働き方改革宣言企業**

働き方改革に向けた目標及び取組内容の設定

宣言企業の申請・決定

東京都ホームページで宣言書等を公表

**TOKYO働き方改革宣言企業**

# 働き方改革宣言後の企業に対する支援

## 導入した制度の運用をバックアップ



1

随時受付

**働き方改革助成金**

詳細については、東京しごと財団ホームページでご確認ください  
http://www.shigotozaidan.or.jp/

### 事業の流れ

#### ⑥助成金の申請

宣言企業の承認決定から **3か月以内** に申請

#### ⑦助成事業の実施

支給決定後、助成事業を実施 ※申請した計画期間内で実施

#### ⑧実績報告

利用実績の確認後助成金支給額を決定

### ●対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業であり、次のいずれかに該当すること

- ①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。
- ②TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに奨励金の制度整備事業で対象とする制度整備を実施していること。 ※その他要件あり

### ●助成事業

整備した制度について、計画期間中に要件を満たした制度の利用があった場合に助成金を支給

**1制度の利用について10万円(1企業あたり最大40万円)**

#### ▶助成の要件

制度等の名称	計画期間	助成条件	制度等の名称	計画期間	助成条件
フレックスタイム制度	3か月~12か月	月1回以上、従前の始業・終業時間と異なる出勤をされている	業務繁忙に応じた休業日の設定	12か月	制度が運用され、利用者がいる
短時間勤務制度		連続2か月以上の短時間勤務を実施している	年次有給休暇の計画的付与制度		
テレワーク制度	3か月~12か月	月4回以上連続2か月以上の利用がある	記念日等年次有給休暇制度	3か月~12か月	制度が周知され、休暇の取得者がいる
在宅勤務制度			時間単位での年次有給休暇制度		
勤務間インターバル制度			インターバル時間が運用され、利用者がいる		
朝型の働き方	3か月~12か月	制度が運用され、利用者がいる	リフレッシュ等休暇制度	3か月~12か月	制度が周知され、休暇の取得者がいる
週休3日制度			育児・子育て・介護等目的休暇制度		
			ボランティア休暇制度		

## 宣言後の取組をフォローアップ



2

専門家による巡回・助言

宣言企業へ専門家が訪問し、宣言後の取組状況の確認や今後の進め方について助言を行います。

## 宣言企業の生産性向上を支援



3

専門家によるコンサルティング

業務改革、IT推進、設備投資など、企業の目的に合わせ、専門家による無料のコンサルティングを受けることができます。